

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項について

令和2年7月15日

厚生労働省

【本日特に協議を求める件】

⑥ 就労支援施設を利用する障がい者の工賃の減少に対する支援を行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労継続支援事業所（A型・B型）に対しては、これまでも、
 - ・生産活動が行えなくても、利用者の居宅等でできる限りのサービスを提供した場合には通常と同額の報酬の算定を可能とする
 - ・そこで働く利用者への賃金・工賃の支払いに自立支援給付費を充てることを可能とするなど、障害福祉サービスの報酬算定に当たって柔軟な取扱いを認めております。
- また、第一次補正予算においては、
 - ・サービス提供を継続する観点から、職員の確保に関する費用や消毒の費用などのかかりまし経費の助成
 - ・経営コンサルタントによる個別支援や販路開拓支援等の事業を通じて生産活動を後押しするなど、その事業継続に向けた支援を実施してきたところです。
- さらに、第二次補正予算においては、生産活動活性化支援事業を創設し、生産活動による収入が落ち込んでいる事業所に対し、例えば、設備メンテナンス経費など、その再起に向けて必要となる費用を助成することとしています。
- 現在、事業実施に向けて、自治体と準備を進めており、事業所への支援をいち早く開始したいと考えておりますが、併せて、本事業等を通じて実態の把握に努めてまいります。
- なお、これらの事業のほか、生産活動の一環として地域で必要となる布マスクを製作している事業所の取組等を、厚生労働省SNSで情報発信する「#（ハッシュタグ）つながるマスク」プロジェクトなども実施しており、まずは、こうした取組も組み合わせ、就労継続支援事業所（A型・B型）の生産活動を後押しし、障害者の賃金・工賃確保への支援を行ってまいります。